

# 調布市地域公共交通計画策定に向けた 令和6年度の取組について

令和6年7月8日（月）  
調布市 都市整備部 交通対策課

# 説明内容

- ・ 調布市地域公共交通計画について ..... 3
- ・ 計画策定の進め方 ..... 4
- ・ 令和5年度からの充実点 ..... 5
- ・ 計画策定までのステップ ..... 9

# 調布市地域公共交通計画について

- ・ 調布市では、目指すべき将来像や将来都市像等の実現に向けて、今後実施すべき交通施策の基本方針を示した「調布市総合交通計画」を令和5年3月に改定。
- ・ 「調布市総合交通計画」を踏まえ、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにし施策を具体化するため、**地域公共交通計画を策定**する。

## ◎ 地域公共交通計画とは

- ・ 「**地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿**」を明らかにするマスタープラン。
- ・ 地方公共団体が地域の移動に関する関係者協議会を開催しつつ、**交通事業者や住民などの地域の関係者と協議を重ねる**ことで作成。
- ・ 従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを活用した上で、**必要に応じて地域の多様な輸送資源についても活用する取組**を盛り込み、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保。



▲ 地域旅客運送サービスのイメージ

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き  
(令和5年 国土交通省)

# 計画策定の進め方

- 令和5年度は、総合交通計画等を踏まえ、地域別に現状を把握するため、公共交通に対するニーズの把握、地域公共交通の問題点・課題点を整理し、基本的方針と目標の検討、事業計画の検討を実施した。
- しかし、協議会等において、主に以下の3点により検討方針を充実する必要があると指摘があった。
  - 直近の人口分布、年齢分布、都市計画、道路計画、主要交通の運行や利用状況など、客観的データを使用した分析が十分ではない点
  - いわゆる「移動に配慮を要する方々」に対して、分析するためのデータ収集と実情把握が十分ではない点
  - 本計画を「どのような考えをもとに整理・計画・実行」していくか「目指すべき姿」を示していない点
- そこで令和6年度は、これらの**昨年度の協議会等でのご意見を踏まえ内容を充実させたうえで**、素案をまとめ、地域との意見交換やパブリックコメントを行うなど、策定に向けた検討を進める。

令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の現況等の整理</li> <li>・公共交通に対するニーズの把握</li> <li>・地域公共交通の問題点・課題点の整理</li> <li>・地域公共交通に係る基本方針と目標の検討</li> <li>・目標を達成するために行う具体的な事業計画の検討</li> <li>・オープンハウスの実施</li> </ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調布市地域公共交通計画（骨子）の取りまとめ</li> <li>・地区別意見交換会の開催</li> <li>・関係者協議の実施</li> <li>・調布市地域公共交通計画（素案）の取りまとめ</li> <li>（パブリックコメントの実施</li> <li>・調布市地域公共交通計画の策定）</li> </ul>

## ＜内容の充実＞

- （1）検討のアプローチ
- （2）計画において重視する考え方
- （3）計画策定・推進体制

→次ページ以降で説明

# 令和5年度からの充実点

- 調布市地域公共交通計画について、昨年度の協議会等でのご意見を踏まえ、昨年度より以下について内容を充実させる。

## <令和5年度からの充実点>

### (1) 検討のアプローチ

- 「現状診断\*」を的確に行い、現状・問題・課題を明らかにするため、「交通の現状把握\*」及び「(都市)地域の現状把握\*」の客観的データ、諸計画などを洗い出し、空間的な情報と合わせて整理していく。
- 「視点\*」となる「移動制約者の足の確保\*」につながる行政保有データや移動支援等の関連事業を洗い出し、福祉分野と連携して、利用者が移動関連事業をどのように見ているかなど、事業の実情をリサーチする。

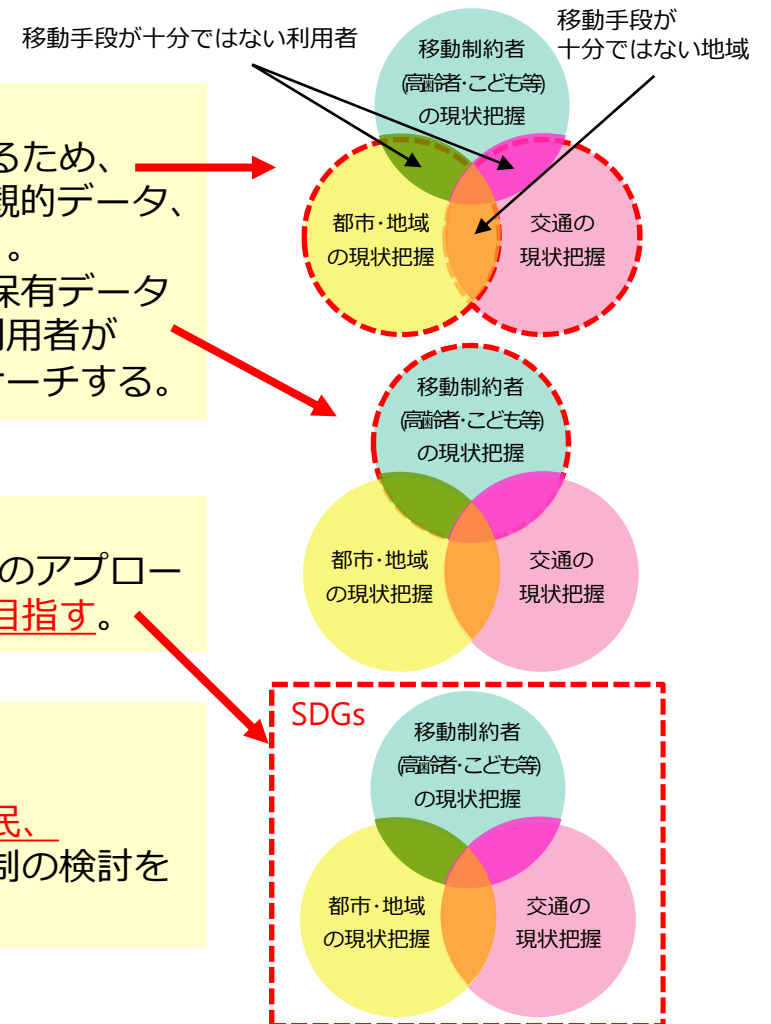
※「\*」は国土交通省資料（参考1）より引用

### (2) 計画において重視する考え方

SDGs（持続可能な開発目標）の考えに沿って、「(1) 検討のアプローチ」に示したものをさらに公平性を高めるものを目指す。

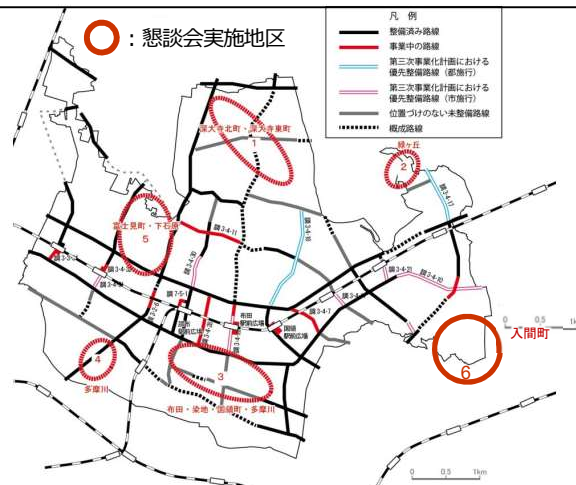
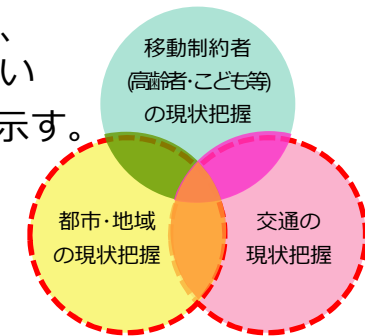
### (3) 計画策定・推進体制

施策を具体的に推進するための仕組みをつくるなど、関係者（国、都、近隣自治体、事業者、社会福祉協議会、市民、ボランティア他）が協力をしながら実現に向けて取り組む体制の検討を計画策定とあわせて行う。

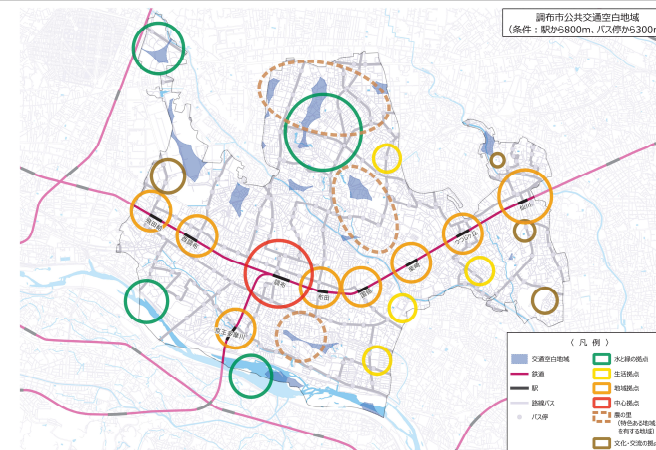


# 令和5年度からの充実点：（1）検討のアプローチ

- これまで「交通不便地域」【図：左下】に焦点を当ててアプローチしてきたが、「移動手段が十分でない地域」と「交通不便地域」を合わせ空間的な整理を行いながら「交通ネットワークの統合的将来像\*」を描くことで、「目指す姿\*」を示す。「目指す姿」は、国、都、近隣自治体と共に検討する。
- 現状・問題・課題を俯瞰的に整理するため、交通機関の利用者減、運転手不足、労働人口の減少、「交通不便地域」、調布市特有の事情なども考慮する。商業施設、観光資源、公共的施設などへの人口流動も考慮する。
- 今後変化していく事項（都市計画や道路計画、人口分布や移動ニーズ、生活様式の変化や技術革新など）に対して、必要に応じ計画をアップデートすることを示す。
- シェアサイクル、遊歩道、一般利用が可能な駐車場などの交通資源にも着目する。また、「移動手段を利用しない移動」の提案や、ボランティアを加えた枠組みによる事業の検討も行う。 ※「\*」は国土交通省資料（参考1）より引用



調布市公共交通ネットワーク整備の方向性（平成28年3月）に一部加筆  
▲これまでの調布市における公共交通不便地域

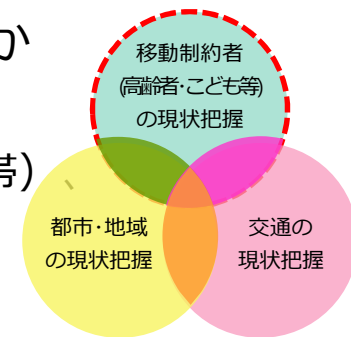


▲公共交通空白地域（駅から800m、バス停から300m：「都市構造の評価に基づくハンドブック」）に都市計画マスタープランで定めている拠点を反映



# 令和5年度からの充実点：（1）検討のアプローチ

- ・ 空間的な整理によらない、移動制約、困り事等についても把握するため、以下の検討を行う。
- ・ 「移動制約者」として、高齢者、子ども、障がいのある方を中心に想定しつつ、それ以外にどのような移動制約があるか着目する。  
例：世帯構成（障がいのある人のその家族、子ども世帯、高齢世帯）  
経済的制約など
- ・ 「移動制約者の足の確保」に関する保有データや移動関連事業などについては、「配慮が届いている部分」「配慮が不十分な部分」「配慮が具体的にない部分」などの整理を検討する。



# 令和5年度からの充実点：（２）計画において重視する考え方 （３）計画策定・推進体制

## （２）計画において重視する考え方

- ・ 「誰一人取り残さない」「インクルーシブ」「持続可能」など「公平性の向上」の考え方を取り入れた検討を行う。
- ・ 移動制約者が「一般的な交通機関」を利用するための障壁なども着目する。
- ・ 「脱炭素社会の実現」など環境配慮の視点も踏まえていく。



## （３）計画策定・推進体制

- ・ 「関係者が各テーマを共有する場」や  
「各テーマを持ち寄り、合わせて対応することができるか協議する場」、  
「各方面から持ち寄られる各テーマについて、限られた交通資源を  
どの順番で、どの程度活用するか議論する場」など、役割が明確となる  
推進体制を計画策定と合わせて検討する。
- ・ 計画策定後であっても、状況の変化に応じて「対応をアップデート」できる  
体制を構築する。



# 計画策定までのステップ

- ・ **地区別意見交換会、関係者協議**

計画の基本方針、目標、施策について、地域住民や交通事業者から意見聴取を実施 ※地域数、事業者数、時期、会場等は検討中



- ・ **調布市地域公共交通計画（骨子）**

昨年度までに検討した事項をとりまとめて協議会で協議  
前回までの協議会でのご意見や、地区別意見交換会、  
関係者協議等でいただいたご意見等を踏まえ、  
計画の基本方針、目標、施策を検討・見直し

※中間時点で協議会や個別で調整させていただく場合もあります



- ・ **調布市地域公共交通計画（素案）**

- ・ **パブリックコメント**

- ・ **調布市地域公共交通計画（案）**

- ・ **調布市地域公共交通計画**